

令和8年度 B&G 財団助成事業

那賀町驚敷 B&G 海洋センター体育館エアコン改修工事
仕様書

令和8年5月

1. 総則

本仕様書は、令和8年度 B&G 財団助成事業那賀町鷺敷 B&G 海洋センターエアコン改修工事について定める。

2. 工事名称 令和8年度 B&G 財団助成事業那賀町鷺敷 B&G 海洋センター体育館エアコン改修工事

3. 工事場所 那賀町鷺敷 B&G 海洋センター 事務室、ミーティングルーム
徳島県那賀郡那賀町百合字松の木 170

4. 施工期間 契約締結日の翌日から令和9年1月29日

5. 工事概要 既設ルームエアコン撤去・フロン回収、廃棄処分
新規エアコン据付(室内機・室外機)、配管・電源・制御配線の新設または更新
試運転調整、引渡し
付帯工事(貫通・補修・架台/基礎・養生等)

6. 対象機器・台数

別紙設計書に示す性能等と同等品以上の機器を納入すること。

(1)事務室：壁掛ルームエアコン 1台(機種：S565ATEP)

(2)ミーティングルーム：床置ルームエアコン 2台(機種：MFZ-5022AS)

いずれも個別形(室内機1台に対し室外機1台)を基本とする。

7. 施工範囲詳細

(1)既設撤去・フロン回収

既設室内機・室外機の取り外し

回収機による冷媒回収、回収証明書の発行(フロン排出抑制法順守)

既設配管・配線の再利用可否は現地確認。腐食・劣化・径不適合は新設

撤去後の開口・取付痕は周囲仕上げに準じて補修(現状復旧範囲)

(2)新設据付(室内機)

指定位置に水平据付、固定(壁掛金具/床置金具)

吸込・吹出のクリアランス確保(メーカー基準)

結露防止の保温、配管化粧カバー(室内側は可能な限り露出を抑え美観配慮)

(3)新設据付(室外機)

既設設置場所を基本踏襲、周囲の吸排気経路確保

コンクリートベースまたは防錆架台上にアンカー固定、防振ゴム敷設

屋外配管は耐候保温(断熱厚10mm以上、直射部は難燃・耐候ジャケット)

(4)冷媒配管・ろう付け

メーカー指定径・材質(JIS規格銅管)

窒素パージろう付け、屋内貫通部は気密・防火措置(防火区画は防火措置)

気密試験：窒素試圧(機種冷媒に応じた規定圧)、漏洩確認

真空引き：到達真空500ミクロン以下・保持試験

フレア接続部は規定トルク、再利用フレアは不可

(5) ドレン配管

室内機ごとに独立排水、または合流時は逆勾配・詰まり対策を講じる

屋内区間は結露防止保温、屋外吐出は散水・飛散対策

ポンプが必要な場合は小型ドレンポンプを計画（点検口確保）

(6) 電気工事・接地 - 専用回路新設または更新（分岐ブレーカ容量・ELB は銘板値に適合）

電源ケーブル、通信用/リモコンケーブルはメーカー指定線種・断面積

接地：D種接地（100Ω以下目安）、既設流用不可時は新設

漏電・絶縁抵抗測定の実施

(7) 制御・リモコン - 純正ワイヤード/ワイヤレスリモコンの設置

（事務室・会議室に操作性良い位置）

温度センサ位置や日射・吹出影響を考慮した取り付け

既存集中制御・BEMS連動の有無確認、必要時はインターフェース実装

(8) 仕上げ・補修・養生

既設撤去跡の壁・天井・床補修（同等材による現状復旧）

露出配管は化粧ダクト仕上げ（屋外は耐候品）

作業時の養生・清掃、粉塵・騒音対策

(9) 耐震・安全対策

室外機の転倒防止金具、落下防止ワイヤ等（必要に応じ）

高所作業足場・親綱・フルハーネス使用（必要に応じ）

8. 試運転・確認項目（記録票提出）

(1) 運転モード別の吸込/吹出温度、風量、電流値、運転音

(2) 高低差/配管長の最終値、冷媒追加充填量（追加時）

(3) 漏洩点検（電子リークディテクタ）、結露/ドレン排水状況

(4) リモコン機能、タイマ、エラー履歴確認 - 取扱説明・日常点検の説明（施設担当者立会）

9. 適用法令・基準 フロン排出抑制法、電気設備技術基準・内線規程、建設リサイクル法、労働安全衛生法 - メーカー施工要領書・据付説明書の遵守 - 防火区画貫通部の止水・耐火処理

10. 廃材・産廃処理

(1) 撤去機器、銅管、保温材、梱包材等は産廃区分に従い搬出・適正処理

(2) フロン回収再生（破壊）証明書、マニフェスト管理

11. 納入・提出書類

(1) 施工計画書、工程表

(2) メーカー仕様書・図面（系統図、配管経路、系統票）

(3) フロン回収証明書、試運転記録、検査成績

(4)取扱説明書、保証書、機器台帳（シリアル、設置位置、冷媒量等）

1 2. 保証 機器メーカー保証： 1 年（延長保証は別途）

1 3. その他

- (1)現地確認を行うときは、担当者に連絡し、日時を調整してから行うこと。
- (2)本工事の竣工に際しては担当者及び検査官の検収を受けるものとする。
- (3)契約者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約事項を順守すること。
- (4)その他不明な点は、担当者と協議し、指示に従うものとする。
- (5)この特記仕様書に定めのない事項について、都度協議するものとする。